

## 1 業務名称

レセプト点検等業務

## 2 履行場所

宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階  
宮崎県後期高齢者医療広域連合事務所内

## 3 履行時間等

- (1) 平日の午前8時30分から午後5時15分までの範囲内とする。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月29日から1月3日までは休業日とする。
- (3) 受注者が(1)に掲げる時間以外に業務を希望する場合にはその都度協議する。

## 4 点検、確認等の対象資料

- (1) 発注者が保有する以下のレセプト等
  - ア 医科レセプト
  - イ 歯科レセプト
  - ウ 調剤レセプト
  - エ 訪問看護療養費明細書
- (2) 年間総件数（見込）

5,400,600件（うち、マル長分600件）

## 5 一般的事項

- (1) 受注者は、正確かつ適正な業務を遂行するために、データ処理、管理できるシステム（以下「受注者システム」という。）を保有すること。なお、受注者システムはスタンドアローン環境とし、外部接続等を行ってはならない。
- (2) 受注者は、本件受託業務の専門性及び特殊性を十分認識し、正確かつ適正な業務を遂行すること。

## 6 レセプト点検業務

## (1) 業務の内容

受注者は、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）が発注者に提供する保険者サービス系システムを使用し、4(1)に表記している全レセプトを点検すること。なお、点検のほか、審査支払機関への再審査申出、当該申出による情報提供及び結果の確認、管理までの全てを業務内容とする。

## (2) 点検方法

内容点検については、4(1)に表記しているレセプト等について、受注者が国保連合会及び発注者より受領する、下記提供データを受注者システムに取り込み、抽出されたエラーリストに基づき、目視点検を行うこと。エラーが抽出されなかったレセプトについても、全件目視点検を行うこと。確認事務を含めた具体的な業務については次の(3)のとおりとする。

- ア レセプト画像データ（T I F F形式）
- イ レセ電コード情報ファイル（C S V形式）
- ウ KDBシステムデータ（C S V形式）
- エ 被保険者マスタ（C S V形式）

### （3）点検項目

下記項目を基本に点検する。ただし、以下に定めのない業務については、発注者と受注者による協議のうえ、実施するものとする。

#### ア 単月点検

「診療報酬の算定方法」（厚生労働省告示）、「使用薬剤の購入価格（薬価基準）」等に基づき、レセプトを次の項目に留意し、重複や結果誤りがないか点検を行うこと。

- （ア）病名と医薬品の突合
- （イ）点数表の解釈及び、国通知による算定要件等請求内容に疑義のあるもの
- （ウ）固定点数等誤り

など、最も効果を上げられる点検

#### イ 縦覧点検

過去6ヶ月のレセプトを対象に、法令・通知等を参照し、重複や結果誤りがないか留意し、最も効果を上げられる点検を行うこと。

#### ウ 横覧点検

法令・通知等を参照し、同一被保険者の同一月の給付について、重複や結果誤りがないか留意し、最も効果を上げられる点検を行うこと。

#### エ 高額レセプトの点検

請求点数が一定以上（概ね10万点以上）のレセプトについては、重点的な点検を行うこと。

#### オ 調剤レセプトの突合点検

医科または歯科のレセプトと、それらに基づき処方された調剤のレセプトについて、傷病名と処方された医薬品の適応、投与量及び投与日数等について、重複や結果誤りがないか突合点検を行うこと。

#### カ 医療保険と介護保険レセプトの突合点検

発注者が国保連合会から受領する資料（「医療給付情報突合リスト（後期高齢者医療分）」）を使用して、要介護認定者及び介護療養病床、介護老人保健施設、介護老人福祉施設に入所している被保険者に対する診療報酬の算定制限について、点検する。算定の可否は、医療点数表の解釈にある「医療保険と介護保険の給付調整」等を参照する。

医療と介護の給付調整に係る再審査申出を審査委員会に行う場合に必要となる添付書類については、発注者が国保連合会から受領する資料（参考レセプト等）を使用するものとする。

#### キ 第三者求償に係るレセプトの抽出

第三者行為該当レセプト及び第三者行為による傷病の疑いがあるレセプトを抽出する。

#### ク マル長レセプト点検業務

後期高齢者医療のマル長にかかる医療給付レセプト（医科及び調剤）において、発注者が提供するリストを基に、マル長に係る治療、検査及び医薬品の点検業務を行う。

#### ケ 過誤再審査に係る保険者サービス系システム入力業務

内容点検の結果、再審査申出を行うレセプトについては、保険者サービス系システムに申立理由等を入力する。また、参考レセプトが必要な際は、参考レセプトを添付する。

#### コ その他

(ア) 診療報酬には、施設基準の届出を地方厚生局長又は県知事に行っていないければ算定できない項目があるため、「届出受理医療機関等名簿」で確認を行う。また、医療機関の指定・辞退、施設基準や標榜科目の変更等があった場合には、県からの通知によって名簿を補正し、レセプト点検の際には施設基準届出の確認を行う。

(イ) 特別養護老人ホーム等（※）に入所している被保険者に対し、その施設の配置医師が診療を行った場合の算定制限について点検を行う。配置医師名簿については、年1回県が作成・送付するものを使用し、配置医師の変更がある場合は、県からの通知により配置医師名簿をその都度補正すること。

（※）養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、救護施設等。

(ウ) その他、必要と判断されたレセプトに関連する業務。

### 7 点検のスケジュール

受注者は、発注者からレセプトを受領した月の翌月の国保連合会が定める再審査申出締切日までに、全ての業務を完了するものとする。

### 8 点検員

#### (1) 点検員の確保等

ア 受注者は正確かつ適正な業務を遂行するために必要な点検員を確保すること。

イ 業務に携わる者は、医療事務に関して一定の教育を受けた者かつ点検業務に精通している者を選任すること。

#### (2) レセプト等の取り扱い

ア レセプト等の取り扱いは慎重かつ丁寧に行い、汚損、破損、遺棄、紛失のないよう細心の注意をもって行うこと。

イ 発注者の要請によらないレセプト等の原本及び、複製物等の作業場所以外への持ち出しは、絶対に行わないこと。

ウ 宮崎県及び国保連合会が開催するレセプト点検員研修会への出席、また、自社により計画的に研修会を開催し、点検員の資質向上を図ること。

エ 発注者、国保連合会、受注者の三者による定例意見交換会に出席し、情報共有及び資質向上を図ること。

### 9 点検効果

受注者は、契約年度における「宮崎県後期高齢者医療広域連合事業計画」に掲げる申出件数、査定率（査定総件数／申出総件数）を達成するよう最大限の努力をすること。

（※）参考 平成31年度 申出件数…11,000件／月 査定率…30%

## 10 費用の負担

### (1) 発注者で負担するもの

- ア 設備等使用料(施設使用料、電気料等)
- イ 机15台、椅子15脚、キャビネット1台、本棚2台

### (2) 受注者で負担するもの

- ア 保険者サービス系システム用端末機15台程度(本体、ディスプレイ等) (※)
- イ 保険者サービス系システムインストールに係る諸費用
- ウ 受注者システムに係る諸費用
- エ プリンタ、消耗品、書籍等

(※) 保険者サービス系システム用端末機の標準仕様については下表のとおりとする。

CPU	インテル Core i7-3700 プロセッサ相当以上の処理性能で、Windows10 Enterprise LTSC (2019) 64bit 版に対応していること
メインメモリ	4GB 以上を搭載すること
内蔵ディスク	250GB 以上であること
ネットワーク インタフェース	ポート数：1ポート 規格：1000BASE-T を接続可能なこと
映像出力 インタフェース	下記ディスプレイに D-SUB、DVI-D、DisplayPort のいずれかで接続可能なこと
USB インタフェース	USB 対応ポートを有すること (USB2.0 以上とする) また、3ポート以上を装備すること
DVD ドライブ	CD-R 及び DVD を読み込み可能なドライブを内蔵すること (書き込み機能の搭載は不可とする)
ディスプレイ	19 インチ以上の TFT カラー液晶(表示解像度：1,280×1,024 ドット以上、表示色：最大1,677万色程度)及び、ノングレア液晶とし、D-SUB、DVI-D、DisplayPort のいずれかによる接続を可能とすること
OS	Windows10 Enterprise LTSC (2019) 64bit 版
WEB ブラウザ	Internet Explorer 11 32bit
備品	キーボードは USB 接続とし、JIS 標準配列 109 キーボードとすること マウスは USB 接続とすること ネットワーク構築に必要な LAN ケーブル (カテゴリ 5e 以上)、HUB 等を含むこと